平成２９年（フ）第６６７号
埼玉県草加市谷塚町580番地１　エスワンプラザ303号
破産者　上野　正彦
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
長野県茅野市ちの1334番地10　カーサハリマＢ号
破産者　水島　恵子
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第７９号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字高野池42番地グランデージＪＵＮ202号
破産者　則竹　敦之
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２３７号
愛知県岩倉市大地新町２丁目33番地　福星マンション405号
破産者　瀬戸　　卓
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２７０号
愛知県一宮市木曽川町黒田字城西36番地２　エコートエサキＤ205号
破産者　せいわでんきこと　田中　正和
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２８４号
愛知県犬山市字東北野190番地１　12棟301
破産者　髙濱　公樹
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２９３号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字高須42番地２　メゾン川口Ｉ202号
破産者　藤本　尚之
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３６号
京都府舞鶴市字今田619番地
破産者　大田　　誠
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
兵庫県姫路市野里902番地　ハイツ梅ケ枝103、従前の住所兵庫県姫路市京町１丁目14番地９
破産者　廣納　浩和
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９３９号
広島県廿日市市塩屋１丁目11番64号
破産者　永井　京子
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８６４号
福岡市西区富士見１丁目15番20―102号
破産者　吉村　武志
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９６１号
福岡市南区花畑２丁目33番14号
破産者　吉田　佳史
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８５号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目64番７号　サニーハイツＫ302号
破産者　林　　亜貴
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３９８号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目16番１号　旭ハイツ403号、（破産手続開始時の住所）鹿児島県鹿児島市吉野町5776番地６
破産者　塩入　大志
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目４番５号
破産者　浮津　勇一
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４６０号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目50番地12、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市荒田２丁目73番10号　鮎川ビル203号
破産者　鮎川　利朗
１　決定年月日　平成30年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２２号
北海道根室市西浜町５丁目29番地
破産者　多嶋　鉄男
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第２３号
北海道根室市西浜町５丁目29番地
破産者　多嶋八百子
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部